

ほなひ歴史通信

第27号

2003.6.1

旅今昔

「月日は百代の過客にして、行き交う年もまた旅人也。・・・予もいずれの年よりか片雲の風にさそわれて漂泊の思ひやまず。」とは芭蕉の「奥の細道」の有名な冒頭の言葉である。芭蕉は江戸から奥羽、北陸を経て美濃の大垣に至るまでを旅日記に著している。約六ヶ月もの間の旅であった。

その当時は勿論すべて歩くのが旅の原則だったが、六か月も費やしてやっと日本半周である。現在なら新幹線でもバスの旅でも十日ほどの行程である。便利になったものと思う。

当時はまず健康でなければ不可能のことだった。今は便利になり老いも若きも参加できる旅行ブームになっている。

過日、角館と弘前を巡るたびに出かけた。水郡線で郡山まで、それから仙台台まで「やまびこ」で、仙台から「こまち」に乗り換え、角館まで、待ち時間を入れて約六時間だった。東京からだ「こまち」で約三時間三〇分だ。大変便利ではあるが、速すぎてもわりの風景など楽しむ暇はない。目的地へ行く

だけで途中は見えない旅だ。つまり点の旅と言うことになる。普通列車やバスならば途中の風景も楽しめるので、線の旅という感じがする。昔の歩く旅は、まわりの風景はもちろん、仕事の様子を眺めたり、時には話し合ったり、その土地の人々の暮らしぶりにふれることが出来た面の旅ともいえる。

江戸時代に大子から、二十三人で讃岐の金比羅参りをした旅日記がある。江戸から京・大阪・讃岐とまわり、中山道を経て大子まで、六五〇里ほどをおよそ四ヶ月を要している。また別の旅日記によれば大子から京都まで二七日かかっている。

どちらも途中の風景や、名所旧跡・土地の名物、渡し賃、宿賃などまで細かく記している。これは日数をかけて旅をしたからこそ、日記を書く余裕もあったと思われるが、かなりよく記録を残している。現代は便利さを追求するあまり、旅行は手軽になったが、この旅日記にあるような、途中の自然や人々についての感動を味わう暇はなくなった。

旅行というのは、目的地に着くことではなく、その過程をいうのではないだろうか。

「旅は道づれ世は情け」と言う言葉があったことかから考えても、江戸時代は道中手形が必要だったといえ、多くの人がのんびりと旅をしたよい時代だったように思う。

今では四ヶ月もかけて旅行できる人はさすがに少ないだろう。だが現代はこういうめまぐるしい時代だからこそ、せめてたまの旅行くらいはのんびりとしたいものだと思う。

(石井)

大子地方にみられる八幡太郎源義家伝説

八幡太郎源義家（一〇三九〜一一〇六）は、清和源氏の嫡流で長暦三（一〇三九）年源頼義の長子として生まれた。八幡太郎という呼び名は、七歳の時石清水八幡宮いししみずの神前で元服をしたので名付けられた。

陸奥国の阿部頼時、貞仁父子が反乱を起こした前九年の役（一〇五一〜一〇六二）には、父頼義に従って奥州へ出陣した。父が亡くなったあとは、源氏の棟梁となり、陸奥守兼鎮守將軍に任じられ、再び奥州へ下向した。

大子地方に見られる八幡太郎義家の伝説は、奥州征伐に行く途中、神社に参詣し、戦勝を祈願した伝説や通過時の立ち振る舞いから名付けられた地名伝説などがみられる。

・関戸神社（頃藤）―前九年の役にあたり、八幡太郎義家が刀一振りを奉納し、勝運を祈念する。

・月居山光明寺観音堂―永保三（一〇八三）年源義家陸奥守として奥州へ行く途中、観音堂に立ち寄り、一夜の参籠をして戦勝を祈願する。

・十二所神社（下金沢）―源義家奥州征伐の際、戦勝を祈願して奉幣する。

・八溝嶺神社（八溝山）―天喜五（一一〇五七）年、源義家が阿部頼時父子を討つにあたり、奥州へ行く途中、当社を参詣し、宝刀を奉り戦勝を祈願する。

・近津神社（下野宮）―天喜年間（一一〇五三〜五七）源頼義が阿倍の豪族を鎮定するために、当地に在陣したとき、この神社の神鏡を偲んで「誠に千度戦って千度勝、連戦連勝の靈験あらたかな神々におわす」というので千勝大明神と



近津神社の鉾杉

崇め奉り、その子の義家もこの神社に参籠して戦勝を祈願し、勅命によって千勝を近津に改めたという。

近津神社には、義家の祈願木と伝えられる樹齡千三百年の鉾杉がある。鉾杉という名称は、義家が奥州征

伐に行く途中、同社に立ち寄り、自分の鉾をこの杉にたてかけて戦勝を祈願したところから名付けられたと伝えられている。

・弓取り峠（大生瀬）―この峠の名称は、八幡太郎義家が奥州征伐に行く途中この峠の山中に立って弓を取り、矢を放ったところから名付けられた。また、その矢が矢祭山につき、義家がそれを祈念して祀ったことから矢祭山と呼ばれるようになった。

これに対し福島県矢祭側の伝説は、八幡太郎義家が奥州征伐の帰路、この地に来たとき景勝の雄大さに感動し、背負っている征矢を岩窟の中に納め、戦勝報告祭を厳修されたという。これに起因して以来、この山溪を「矢祭山」と呼ぶようになったと伝えられている。

・杓掛峠（大生瀬）―八幡太郎義家が奥州征伐に行く途中、この峠を越えるとき、馬の杓を松の枝に掛けたことに起因している。

この松は「杓掛の松」と呼ばれていたが今はない。

大子地方の義家伝説は、奥州征伐に行く途中の戦勝祈願であるのに対し、矢祭側の伝説は、帰途の戦勝報告祭である。義家が大子地方でとった行為は、村々の神社仏閣に立ち寄り、神社への奉刀、奉幣、参籠などによる戦勝祈願が多い。また、義家のとった行動の中には地名となって伝えられているものもある。（小澤）

ランプから電灯へ(三)

—未点灯集落解消への取り組み—

本誌第二五号において、未点灯問題を解決するうえでの最大の隘路は資金の調達であることを指摘した。一九五四年に茨城県がまとめた『電気導入に関する基礎調査—未点灯部落实態とその対策』も同様な認識をもっており、次のように述べている。「従来本県は電気導入の問題では立ち遅れて居り、これが解決には、県の積極的な指導援助と共に住民の熱意に俟つ所大なるものがあり、最大の隘路となつてゐる資金の問題については、融資の枠の拡大、国及び県の補助等の打開策が講ぜられなければならぬ」。未点灯家屋の多さでは全国で上位にあつた茨城県だけに、必要な資金を調達しやすい仕組みづくりが緊急に求められていた。

融資だけではもはや進捗しない事態を受けて、まず政府が動いた。農山漁村電気導入促進法が改正され、開拓地や離島以外のいわゆる僻地が補助の対象となつたのは一九五九年のことである。時あたかも、「三種の神器」と呼ばれた電気洗濯機、白黒テレビ、電気冷蔵庫が一般家庭に急速に普及し、日本列島が家電ブームにおおわれていた頃である。

補助の概要をみよう。補助の対象は、五戸以上の未点灯農山漁家に対する電気導入事業であり、さらに受益農山漁家一戸当たりの負担事業費が三万円を超えて九万円までの事業となつてゐる。つまり、三万円までは地元の負担であり、三〇九万円の負担分を国と都道府県で二分の一ずつ補助するという仕組みである。その後、事業費の上限は九万円から十一万円へ、十一万円から十五万円へと二回引き上げられている。ただ、明らかな

ように、未点灯家屋が四戸以下で散在している場合は補助の対象外におかれた。二〜四戸の未点灯散在集落における電気導入事業の実施は、一九六七年度まで待たねばならなかつた（農林省『農林行政史』第十巻参照）。

こうした補助事業の開始と時を同じくして、茨城県は「無電灯部落实業四カ年計画」を立案し、一九六二年度までに「五戸以上の無電灯部落实業を全部なくす」ことを目標に五九年度から本格的にスタートした（五九年三月五日付「いはらき」新聞）。同計画によると、県費融資、農林漁業金融公庫融資、国庫補助、自己資金の四つの方法で年間一五〇〇戸の未点灯家屋が解消されることになつてゐる。ここで注目したいのは、「県費融資」という形の単県事業が始めて登場した点である。五戸以上の集落が対象となり、融資額は事業費の五割までで、一戸当たりになると二万五千元、一集落当たりでは五〇万円が限度とされた。五九年度についての融資枠は七五〇万円、戸数にすると三〇〇戸の解消がもくろまれていた。

茨城県の場合、電気導入に関して補助事業が始まるのは、「へき地農山漁村電気導入事業補助金交付要項」（一九六三年五月）が定められてからのことである。「農林漁業金融公庫からの資金の貸付けのみでは電気を導入することが困難であると認められる地域における農業団体が五戸以上の農山漁家に電気を導入する事業」が対象であり、補助金の額は前述の国の場合と同じである。また、電気導入事業を行う市町村に対しては県が補助金を交付したり、資金の一部を貸付けることを定めた「茨城県電気導入事業補助金交付並びに資金貸付要項」もつくられてゐる。国段階での資金助成策が整えられると共に、茨城県でもほぼ並行して対策がとられた。かくして、未点灯集落解消への取り組みはようやく本格化する。

(斎藤)

久慈川の漁 (二二)

大森政夫

▼カニ漁

カニ(モズク蟹漁)は、春と秋に行なわれる。

漁には、手製の「コロバシウツボ」を使う。ウツボは、長さ四メートル、直径一メートル五十センチ位の円筒状の大型のものである。ウツボは自生する篠を編んだもので、カニが入ると出られないように、中に「カヘリ」を付ける。

ウツボは、口を川上に向けて、後部は縛って竹輪でとめる。カニを取り出すときは、後部を開ける。

ウツボは早瀬に仕掛ける。流れの遅い瀬に仕掛ける場合は、V字型に柵を作り、その突端にウツボを設置し、カニが流れ込むようにする。

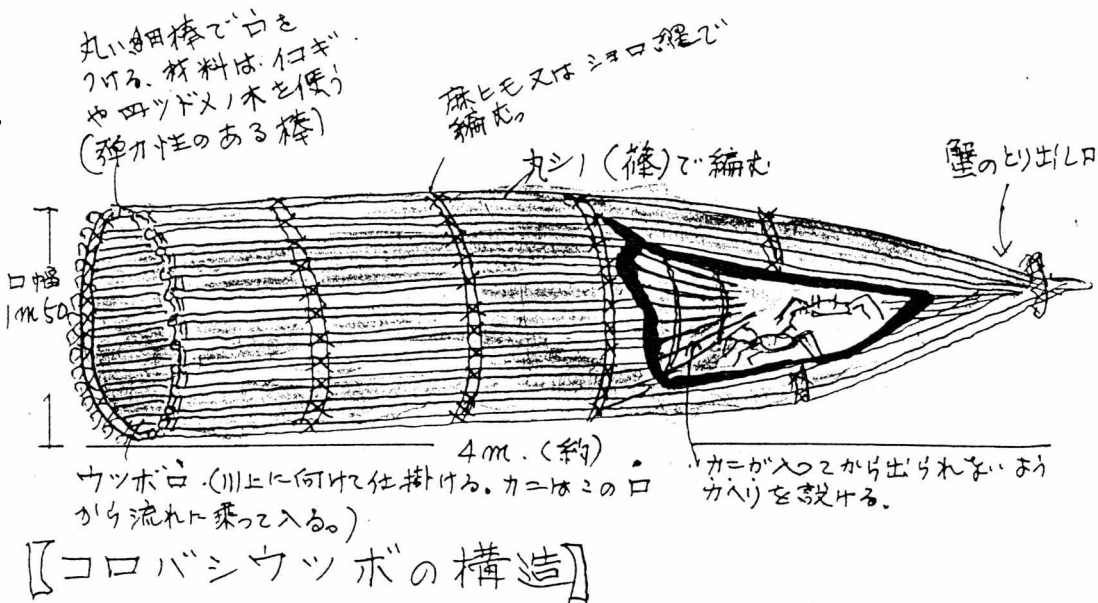
カニは、川が深く、岩の多いところを棲とし、川底や岩を這い、餌をあさっているうちに流される場合が多いと言われ、この習性をねらって、できるだけ口の大きいウツボを仕掛けるのである。

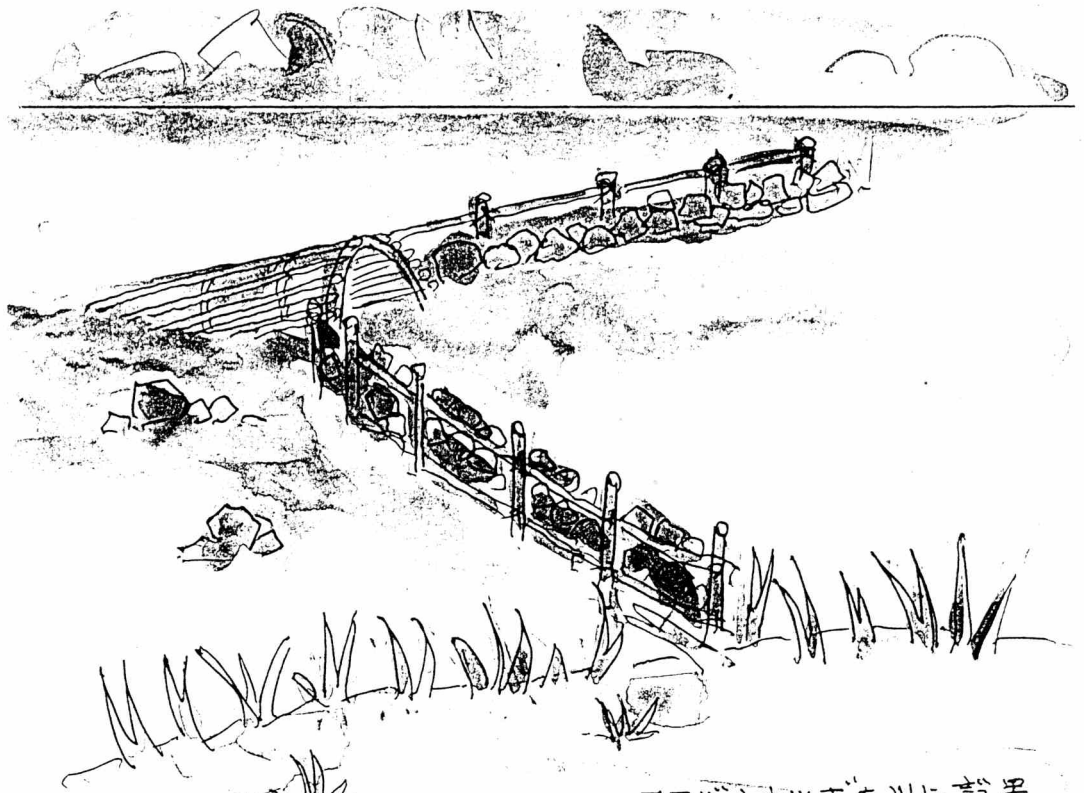
夕方仕掛けたウツボは、翌朝引き上げる。夜のうちにウツボに入ったカニは、爪をウツボの篠に引っかけているので、どの位のカニが入っているか、すぐわかるという。

和田さんが一晩で一番多く捕ったカニは、八十枚位で、籠で背負ってきたという。

またウツボには、カニの他に季節によって、サイ(ニゴイ)アイソ(ウグイ)、ウナギ等が入っているときもあるようだ。

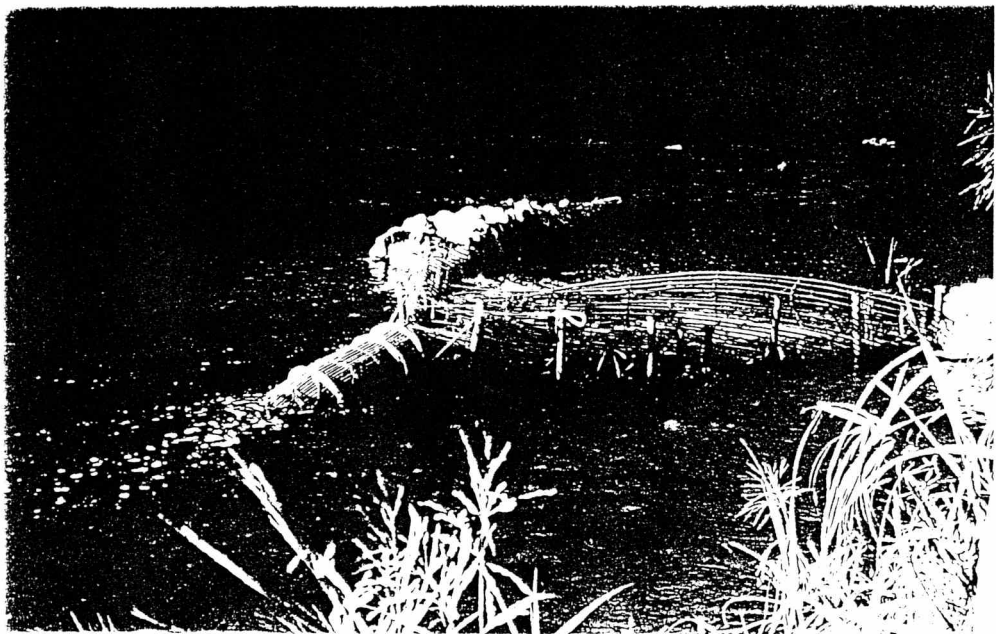
川が増水して、水位が三十センチ位になった時が最高に捕れ秋彼岸からモミジが色づく頃に捕れたカニは、特に味が良い。





カニ漁

コロバシウツボを川に設置
した



「史料紹介」 歴代村長の足跡 下

一一代 小室甚市郎

新制中学校の財源となった後沢村有林の植林は、小室氏が在職中に実施された。教育にも熱心で、池田小学校に倉庫1棟を寄付された。

一二代 丹野信之介

県是実行村の指定を受け、模範村として産業奨励の面に実践躬行された。消防公設に当たっては組頭として尽力された。

一三代 野内兼太郎

大正十三年には郡制が廃止され、当時郡立大子農林学校が県立に昇格運動が起こり、その実現を期するため、その財源の捻出に悩んだ。大正十五年には、郡役所が廃止され、昭和二年三月には水郡南線上小川駅より大子駅までの鉄道が開通し、その式典が行われ、袋田停車場線の開設が必要となり、その工事を完成した。同年四月毎日新聞社主催のもとに、日本新八景の投票が行われ、滝が日本二十五勝に推され、それまで久慈の山奥にうもれていた滝が広く対外的に宣伝された。

一五代 見代鐵之介

昭和七年二月袋田・池田小学校の改築を着手、八月竣功した。当時農村不況の極に達し、その救済事業として池田本線の道路を改修された。昭和八年県会議員菊池武保氏の尽力により袋田停車場袋田滝線の県道編入が認定され、昭和九年四月完成した。

一六代 菊池磨古刀

昭和十一年竹内勇之助氏が袋田温泉ホテルを開業、翌十二年には支那事変が勃発し、召集事務やその他戦時体勢を整えることに忙殺された。昭和十六年四月退職されたが、同年十二月八日に宣戦布告され、国内体勢を強化する運動として翼賛壮年団が組織され、氏の出馬を何回となく要望し、団長の職につかれたのであるが、これが終戦後追放の原因となり、氏を蟄居の形に置かれた事

は、村としての損失であった。

一七代 菊池秀雄

戦時体勢を整えて、戦力の増強を要する時局重大なる時村長の職につかれた。出征遺家族援護の徹底、供出配給制度の強化、隣組の組織運営、空襲に備える警防団の訓練等、国内情勢はますます緊急の度を加え、国民精神昂揚のため翼賛会支部が組織され、その支部長を兼ねた。昭和二十年四月退職されたが、終戦後、ある期間追放という責任を負われた。

一八代 桜岡昂

昭和二十年四月大東亜戦争熾烈なる中に村長の職につかれた。同年八月敗戦で、占領政策の下、民主主義の制度に切り換えられる準備期間として種々の調査を進められた。昭和二十一年十一月村長の職を辞された。

一九代 岡村裕

占領政策に指示された学校衛生、公衆衛生、施設等に当たり、学制改革のため六三制の教育施設として、新制中学校の校舎並びに設備の問題についても先輩各位の計画して遺された村有林の立木処分によりその財源を得てその設備をなし、袋田小学校校舎の応急処置、池田小学校の特別教室の増築を行った。災害復旧工事、学校部分林設定の問題、米麦の供出、新日本観光百選の投票、農地改革の付帯事務、産業奨励の施策等の問題につき、さしたる紛争もなく、運営されており、最後に町村合併促進問題、に伴い解決すべき問題があるが、本村多年の懸案である役場庁舎改築が完成を見た。

岡村村長は、昭和二十九年十月十七日に、「ここに役場庁舎改築の竣工式を挙げるに当たり、歴代村長各位の尊像を掲げてその遺徳を偲び、その大要を筆に納めて、その功績が後人に伝えられる事を心に念じ、歴代村長各位に敬意と感謝の意を表する次第であります。」と述べている。

(野内)

奥久慈の木地師（三）

鈴木三郎

これまでは奥久慈の木地師について述べてきたが、本号では木地師一般について整理しておこう。

木地師とは、轆轤ろくろを使用し、木材を抉る（くりもの）ことによつて円形の各種木地盆、椀等の製造にあたる木地挽師、木地製品をさらに高級化させるために漆を塗装する塗師、これらの二師を主幹職人とし、これに従属する職種として木削げ師、生板指物師、蒔絵師等、これら職種工人の総合体を称したものである。

木地師は、近江国愛知郡小倉の莊（現在滋賀県神崎郡永源寺町）を本拠とした。くりもの木地の原料には頗る良質材を必要とするため、木地師は原木を求めて全国を探し歩いた。このため、木地師は各地の漆器工業発達の基礎を築いたといわれる。会津漆器、吉野塗り、竹田椀等の起源は木地師にあり、とも伝えられている。

木地師根元の地、小倉の莊には、筒井八幡宮、太皇大明神なる社団組織があつて木地師を統括し、菊花紋の入つた免許証を発行した。免許証を持っていないと渡世ができない仕組みになつていた。また筒井八幡宮は、社人を派遣して諸国に散在する木地師から、社屋の再建や修理の名目で寄付金を徴収した。いわゆる氏子狩りである。その記録簿冊が「氏子狩り帳」といわれるもので、筒井公文書として今も残っている。

それによると、回国先は奥州から九州までほとんど全国を網羅しており、北関東、南奥州の各地については、元文四年（一

七三九）から明治二十六年にかけて幾度か氏子狩りが行なわれた。福島、栃木についてはその報告があるが、茨城については未記入の由である。この簿冊から考察すると、木地師の奥久慈入山の歴史は浅く、その数も少なかったことが窺われる。また木地師には、根元地に因んだ小椋、大蔵、藤原、小倉等の姓が多い。

木地師集団は、いわゆる他国者、しかも山中においての生活が多かつたので地元民との接触は少なかったが、彼ら自身は祖先を文徳天皇（八五〇〜八五八年）の第一皇子帷喬親王と称し、この親王が「轆轤」を発明したとの伝説を確信して憚ることなく渡世に精進した。また、「御綸旨」（天子の勅命）と称する巻き物を所持して、「山では七合目以上なら何処でも伐採差し支え無し」という特権をもつていたといわれるが、八溝山入山の頃にはその特権も薄れたのか、現実的には水戸藩の許可を得て伐採している。「十六辯菊花紋」については、威厳覚めやらず、自分達の墓所には菊花紋を家紋とした墓碑を造立し、現存するものもある。ただし菊花紋は、終戦後の改革に際し戦前の思想一掃等の関係もあつて、ノミで潰されている。

木地師は「轆轤師」ともいわれ、両者一体視されるが、「轆轤工」の称は正倉院文書や延喜式にもみえるとのことだから木地師には千年の歴史があるといえよう。「轆轤」は、回転軸に鹿の皮で作つた紐を捲き手で引く型から足踏み式に改善され、長期間使用された。

近代になつて水力利用、そして電力を用いて回転させるに至つたが、木地師のみは旧式の手法によつて作業する特殊職人とされていた。上野宮宇吉野目在住の大蔵氏なども、「水力タービン」に切り替えたのは昭和初期からである。

中世における轆轤引きの図



編集人

齋藤典生 (茨城大学人文学部)

野内正美 (茨城県立歴史館)

石井喜志夫 (元 教員)

小澤 圀彦 (太子町教育長)

吉成 英文 (太子町社会教育課)

井上和 司 (太子町税務課)

遊史の会

太子町立中央公民館歴史資料室気付

久慈郡太子町大字池田 一六六九番地

三九三三

五五七二六七